

# 労働・助成金情報 特急便

第3号 (2011年6月)

深川経営労務事務所  
社会保険労務士 深川 順次  
〒812-0014  
福岡市博多区比恵町 11-7-701  
TEL : 092-409-9257  
FAX : 092-409-9258

7月は年に一度の社会保険の定時決定の月ですので、「被保険者報酬月額算定基礎届」の提出をしなければなりません。そこで、今月は標準報酬月額の決定として「定時決定」と「随時改定」について取り上げています。助成金情報は「被災者雇用開発助成金」のご案内です。

## 標準報酬月額の決定

社会保険料の標準報酬月額の決め方には、①資格取得時決定 ②定時決定 ③随時改定 ④育児休業等終了時の改定の4つがあります。

今回は、②定時決定と③随時改定に、焦点を当てたいと思います。

### ➤ 定時決定 (算定基礎)

給与額は毎年変動してきます。被保険者の実際の報酬と社会保険料の算定に用いる標準報酬月額との間に大きな差が出ないように、毎年1回、被保険者の標準報酬月額の見直しを図るのが「定時決定」です。原則として、4月、5月、6月の3ヶ月間に支払われた給与の総額を3で割った額が報酬月額となり、その額を基に標準報酬月額を決定します。

### ☆決定後の標準報酬月額の適用

こうして決定された新たな標準報酬月額に基づいた新たな保険料は9月分保険料から適用になります。したがって新しい保険料を控除するのは10月に支給する給与からとなります。

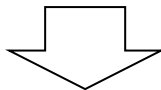
### ☆今年度の改正点

提示決定における保険者算定の基準の追加

これまでは、提示決定の特例において、保険者算定ができる場合については「著しく不当であると認めるとき」の具体的な基準として次の通りとされていました。

4～6月の間に、

- ① 給料の遅配があった場合 ② 休職した場合 ③ ストライキによる賃金カットがあった場合



上記に加えて平成23年4月1日から、以下の基準が追加となりました

- ④ 通常の定時決定の方法と過去1年間(前年7月から当年6月まで)の平均から算出した標準報酬月額とのあいだに2等級以上の差を生じた場合であって、当該差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合

## ➤ 随時改定

被保険者の報酬が、昇（減）給などにより、大幅に変わったときには、次回の定時決定を待たずに、標準報酬月額が改定されます。これを随時改定といいます。

該当する従業員がいる場合には、変動後の3ヵ月分の報酬月額を「被保険者報酬月額変更届」により、すみやかに提出する必要があります。

※ 給与額に変更があった際には、ご連絡をお願いいたします。

## 被災者雇用開発助成金

### ➤ 概要

東日本大震災による被災離職者及び被災地域に居住する求職者の方を、ハローワーク等の紹介により、継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して、助成金が支給されます。（雇用保険の一般被保険者として雇い入れる場合に限る）

### ➤ 奨励金の金額

	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
短時間労働者以外	大企業 50万円 中小企業 90万円	1年間	大企業 第1期 25万円 第2期 25万円 中小企業 第1期 45万円 第2期 45万円
短時間労働者(※)	大企業 30万円 中小企業 60万円	1年間	大企業 第1期 15万円 第2期 15万円 中小企業 第1期 30万円 第2期 30万円

※ 短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、同じ事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間個比べて短く、かつ30時間未満である方をいいます

### ➤ 対象労働者

1. 震災により離職された方（以下の①～③のいずれにも該当する方）

①東日本大震災時に被災地域（※1）において就業していた方

②震災後に離職し、その後安定した職業に就いたことのない方

③震災により離職を余儀なくされた方

※1 震災に際し、災害救助法が適用された市町村の地域（東京都を除く）

2. 被災地域に居住する方（※2、※3）

※2 震災後、安定した職業に就いたことのない方

※3 震災により被災地域以外に住所または居所を変更している方を含み、震災の発生後に被災地域に居住することとなった方を除く

ご不明な点は、いつでもご相談ください。